

吸収分割公告

2026年2月13日

株主および債権者 各位

川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

当社（甲）は、2026年4月1日を効力発生日として、吸収分割により富士通 Japan 株式会社（乙、住所：神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5）の民需分野の準大手・中堅中小企業向けおよび地域農林水産機関向けソリューションビジネスならびに関連事業に関する権利義務を承継することといたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、甲は会社法第796条第2項、乙は同法第784条第1項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この会社分割による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この会社分割に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内にお申し出ください。
3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
 - (乙) <https://global.fujitsu/ja-jp/subsidiaries/fjj/news/publicnotice>

以上